

日本動物医療コンシェルジュ協会会員規則

日本動物医療コンシェルジュ協会会員規則（以下「本規則」といいます）は、日本動物医療コンシェルジュ協会（以下「本協会」といいます）と会員との間に適用されます。

第1条（目的）

この規則は、本協会の協会の規約に基づき、本協会の会員に関する事項を定めます。

第2条（会員種別）

本協会の会員は、個人会員、法人・団体会員、賛助会員及び名誉会員で構成します。

個人会員	本協会の目的に賛同し、本協会の会員として活動する個人又は本協会認定資格を有する個人
法人・団体会員	本協会の目的に賛同し、活動及び事業を推進する法人又は団体
賛助会員	本協会の目的に賛同する個人、法人又は団体
名誉会員	本協会の目的に賛同する個人で、理事会により推薦された者

第3条（入会）

- 1 会員として入会しようとする者は、本協会の定める入会申込書を本協会の事務局宛に提出し、所定の入会金及び年会費を納入しなければなりません。入会金及び年会費については、第4条に従うものとします。ただし、名誉会員についてはこの限りではありません。
- 2 入会者が未成年者の場合は、義務教育の終了と保護者の同意書が必要です。

第4条（入会金及び年会費）

- 1 本協会の入会金及び年会費は以下の通りです。

区分	入会金	年会費
個人会員	3,300 円	3,300 円
法人・団体会員	11,000 円	55,000 円
賛助会員	0 円	33,000 円
名誉会員	0 円	0 円

- 2 個人会員については、入会初年度の年会費を免除とします。
- 3 名誉会員は入会金・年会費は無料とします。
- 4 入会時に納入すべき入会金と年会費は、入会申し込み時に納入しなければなりません。
- 5 2年目以降の会費の納入は、各年度の3月までに納入するものとします。
- 6 個人会員が学生の場合は、入会金・年会費いずれも 2,200 円とします。

第5条（会員の権利と義務）

- 1 会員は協会の目的を遵守し、協会の活動を支援しなければなりません。
- 2 会員は毎年、年会費を納入しなくてはなりません。年会費は第4条に従うものとします。ただし、名誉会員については年会費の納入を要しません。
- 3 会員が、無断で協会の名称を用い、出版、行事、営利行為を行うことを禁じます。ただし、代表理事が認める場合はこの限りではありません。
- 4 会員は住所、氏名（法人・団体の名称）、や登録内容に変更が生じた場合、ただちに所定の手続きにより本協会へ届け出なければなりません。

第6条（権利・義務の始期）

会員としての権利は、前項の入会金及び年会費の納入が完了した時に発生するものとします。

第7条（会員譲渡の禁止）

会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させること、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできません。

第8条（私的利用の範囲外の利用禁止）

会員は、本協会が承認した場合を除き、本協会を通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の出願その他私的利用の範囲を越えて使用をすることはできず、また第三者を介して使用させることはできません。

第9条（損害賠償）

会員が、本規則に反し、またはそれに類する行為によって当協会が損害を受けた場合、当該会員は、当協会が受けた損害を当協会に賠償しなければなりません。

第10条（免責事項）

当協会は、会員相互間、もしくは会員と第三者との間に生じたいかなるトラブルに対しても、その責を負わないものとし、一切の損害に対する賠償をする責任及び義務はないものとします。

第11条（資格の喪失）

会員は次の各号に該当するときは、資格を喪失するものとします。

- （1）本協会に所定の退会届を提出したとき。
- （2）本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- （3）団体の会員の場合、その団体が消滅したとき。
- （4）所定の年会費を継続して1年間に渡り滞納が生じたとき。

第12条（滞納者の処置）

- 1 会員が年会費を納入締切日から60日以上滞納したときは、本人にその旨を書面により通知し、会員とし

ての権利を停止します。

- 2 前号による通知にもかかわらず、当該年度の最終日まで年会費が支払われないときは、当該会員は協会から退会したものとします。

第13条（入会金及び会費の返還）

退会・資格の喪失・除名等のいかなる事由であっても、既に納入した入会金、年会費は一切返還しません。

第14条（再入会）

第9条により資格を喪失した者が再入会を希望し、本協会がそれを認めたときは、再入会が認められます。但し、再入会に際しては所定の入会金・年会費を改めて納入しなければなりません。

第15条（退会及び除名）

- 1 本協会の会員は、事務局宛に所定の退会届を提出することにより、退会することができます。
- 2 所定の年会費を継続して1年間滞納した場合、当該会員は退会したものとみなします。
- 3 会員が本協会の名誉を著しく傷つけ又は本協会の目的を著しく逸脱する行為を行ったときは、代表理事は当該会員を除名することができます。
- 4 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）であると発覚したときは、代表理事は当該会員を除名することができます。

第16条（改正）

当協会は、円滑な運営のために必要と判断される場合、当協会理事会の議決を経て、本規則を変更することがあります。

第17条（有効期間及び更新）

- 1 本規則の有効期間は、入会日から3月31日までとし、更新することができます。更新後の有効期間は4月1日から翌年の3月31日までとし、その後もまた同様とします。
- 2 会員は、第4条の会費の払込みをもって本資格を継続するとともに、本規則の効力も自動で更新されるものとします。

平成25年6月1日制定・施行

平成31年2月1日改正

令和1年10月1日改正

日本動物医療コンシェルジュ協会

運営事務局：有限会社どりい